

平成27年 2月 24日 あいの風規 第 9-1号

# 運 送 約 款

平成 27年 3月 14日

あいの風とやま鉄道株式会社

# 目 次

## 第1編 総 則

- 第 1 条 この規則の目的
- 第 2 条 適用範囲
- 第 3 条 用語の意義
- 第 4 条 消費税等の課税及び免税
- 第 5 条 運賃等前払の原則
- 第 6 条 契約の成立時期及び適用規定
- 第 7 条 旅客の運送等の制限又は停止
- 第 8 条 運行不能の場合の取扱い
- 第 9 条 営業キロの端数計算方法
- 第 10 条 期間の計算方法
- 第 11 条 乗車券類等に対する証明
- 第 12 条 旅客等の提示又は提出する書類

## 第2編 旅客営業

### 第1章 通 則

- 第 13 条 乗車券類の購入及び所持
- 第 14 条 営業キロ
- 第 15 条 駅員無配置駅の旅客の取扱い

### 第2章 乗車券類の発売

#### 第1節 通 則

- 第 16 条 乗車券類の種類
- 第 17 条 乗車券類の発売箇所及び発売方法
- 第 18 条 乗車券類の発売範囲

- 第 19 条 乗車券類の発売日
- 第 20 条 乗車券類の発売時間及び発売区間
- 第 21 条 特別の乗車券類の発売
- 第 22 条 割引乗車券の発売の制限
- 第 23 条 割引乗車券等の不正使用の場合の取扱い
- 第 24 条 割引証が無効となる場合及びこれを使用できない場合

## **第 2 節 普通乗車券の発売**

- 第 25 条 普通乗車券の発売

## **第 3 節 定期乗車券の発売**

- 第 26 条 通勤定期乗車券の発売
- 第 27 条 通学定期乗車券の発売
- 第 28 条 定期乗車券の一括発売

## **第 4 節 回数乗車券の発売**

- 第 29 条 回数乗車券の発売

## **第 5 節 団体乗車券の発売**

- 第 30 条 団体乗車券の発売
- 第 31 条 団体旅客の運送上の区分
- 第 32 条 団体旅客運送の申込み
- 第 33 条 団体旅客運送の引受け
- 第 34 条 責任人員
- 第 35 条 一部区間不乗の団体乗車券の発売
- 第 36 条 団体旅客運送の申込人員の変更又は申込みの取消し等

## **第 6 節 貸切乗車券の発売**

- 第 37 条 貸切乗車券の発売
- 第 38 条 貸切旅客運送の申込み

第 39 条 貸切旅客運送の予約

## 第 7 節 ライナー券の発売

第 40 条 ライナー券の発売

## 第 3 章 旅客運賃・料金

### 第 1 節 通 則

- 第 41 条 旅客運賃・料金の種類
- 第 42 条 旅客運賃・料金計算上の営業キロの計算方
- 第 43 条 旅客の区分及び旅客運賃・料金
- 第 44 条 小児の旅客運賃・料金
- 第 45 条 割引の旅客運賃・料金
- 第 46 条 旅客運賃・料金の收受重複割引の禁止
- 第 47 条 旅客運賃・料金の概算收受

### 第 2 節 普通旅客運賃

- 第 48 条 大人片道普通旅客運賃
- 第 49 条 乗継割引普通旅客運賃
- 第 50 条 往復普通旅客運賃

### 第 3 節 定期旅客運賃

- 第 51 条 大人定期旅客運賃
- 第 52 条 乗継割引定期旅客運賃
- 第 53 条 端数となる日数を附加して一括発売する場合の定期旅客運賃

### 第 4 節 回数旅客運賃

- 第 54 条 回数旅客運賃

## 第5節 団体旅客運賃

第55条 団体旅客運賃

第56条 団体旅客運賃の計算方法

第57条 実際の乗車人員が責任人員に満たない場合の団体旅客運賃

第58条 団体旅客運賃を計算する場合の営業キロの通算

-

## 第6節 貸切旅客運賃

第59条 貸切旅客運賃の計算方法

## 第7節 ライナー料金

第60条 ライナー料金

# 第4章 乗車券類の効力

## 第1節 通 則

第61条 乗車券類の使用条件

第62条 乗車券類の効力の特例

第63条 券面表示事項が不明又は不備の乗車券類

第64条 不乗区間に対する取扱い

第65条 有効期間の起算日

第66条 小児用乗車券の効力の特例

第67条 乗車券類不正使用未遂の場合の取扱い

## 第2節 乗車券類の効力

第68条 有効期間

第69条 継続乗車

第70条 途中下車

第71条 回数乗車券の同時使用

第72条 改氏名の場合の定期乗車券の書替え

第73条 乗車券が前途無効となる場合

第 74 条 定期乗車券以外の乗車券が無効となる場合

第 75 条 定期乗車券が無効となる場合

第 76 条 学生用割引乗車券等の効力

第 77 条 通学定期乗車券等の効力

## 第 5 章 乗車券類の様式

### 第 1 節 通 則

第 78 条 乗車券類の表示事項

第 79 条 乗車券類の様式の変更

第 80 条 字模様の印刷

第 81 条 乗車券類の駅名等の表示方法

第 82 条 旅客運賃の割引等に対する表示

### 第 2 節 乗車券の様式

#### 第 1 款 普通乗車券の様式

第 83 条 片道乗車券の様式

第 84 条 往復乗車券の様式

#### 第 2 款 定期乗車券の様式

第 85 条 定期乗車券の様式

#### 第 3 款 回数乗車券の様式

第 86 条 回数乗車券の様式

#### 第 4 款 団体乗車券の様式

第 87 条 団体乗車券の様式

## 第5款 貸切乗車券の様式

第88条 貸切乗車券の様式

## 第3節 特別補充券の様式

第89条 特別補充券の発行

第90条 特別補充券の様式

第91条 ライナー券の様式

## 第6章 乗車券類の改札及び引渡し

### 第1節 通 則

第92条 乗車券類の改札

第93条 乗車券類の引渡し

### 第2節 乗車券類の改札及び引渡し

第94条 普通乗車券の改札及び引渡し

第95条 定期車券の改札及び引渡し

第96条 回数乗車券の改札及び引渡し

第97条 団体乗車券及び貸切乗車券の改札及び引渡し

### 第3節 ライナー券の改札及び引渡し

第98条 ライナー券の改札及び引渡し

## 第7章 乗車変更等の取扱い

### 第1節 通 則

第99条 乗車変更等の取扱箇所

第100条 払いもどし請求権行使の期限

第 101 条 乗車変更をした乗車券類について旅客運賃・料金の  
收受又は払いもどしをする場合の既収額

## 第 2 節 乗車変更の取扱い

### 第 1 款 通 則

第 102 条 乗車変更の種類

第 103 条 乗車変更の取扱範囲

第 104 条 割引乗車券等を所持する旅客に対する乗車変更の取扱制限

第 105 条 乗車変更の取扱いをした場合の乗車券の有効期間

第 106 条 別途乗車

### 第 2 款 旅行開始前又は使用開始前の乗車変更の取扱い

第 107 条 乗車券変更

### 第 3 款 旅行開始後又は使用開始後の乗車変更の取扱い

第 108 条 区間変更

第 109 条 団体乗車券変更

## 第 3 節 旅客の特殊取扱い

### 第 1 款 通 則

第 110 条 旅客運賃の払いもどしに伴う割引証等の返還

第 111 条 旅客運賃の払いもどしをしない場合

第 112 条 払いもどし手数料

### 第 2 款 乗車券類の無札及び無効

第 113 条 乗車券の無札及び不正使用の旅客に対する旅客運賃・増運賃の收受

第 114 条 定期乗車券等の不正使用旅客に対する旅客運賃の收受

第 115 条 乗車駅が不明の場合の旅客運賃及び増運賃等の計算方法



第 116 条 料金券の無札及び不正使用の旅客に対する料金・増料金の收受

### 第 3 款 乗車券類の紛失

第 117 条 乗車券類紛失の場合の取扱い

第 118 条 再收受した旅客運賃・料金の払いもどし

第 119 条 団体乗車券又は貸切乗車券紛失の場合の取扱い

### 第 4 款 任意による旅行の取りやめ

第 120 条 旅行開始前の普通旅客運賃の払いもどし

第 121 条 旅行開始前の定期旅客運賃及び回数旅客運賃の払いもどし

第 122 条 旅行開始前の団体旅客運賃及び貸切旅客運賃の払いもどし

第 123 条 旅行開始前のライナー料金の払いもどし

第 124 条 旅行開始後又は使用開始後の旅客運賃・料金の払いもどし

第 125 条 定期乗車券使用開始後の旅客運賃の払いもどし

第 126 条 回数乗車券使用開始後の旅客運賃の払いもどし

第 127 条 旅行開始後又は使用開始後のライナー料金の払いもどし

第 128 条 旅行中止による有効期間の延長及び旅客運賃の払いもどし

第 129 条 傷い疾病等の場合の証明

第 130 条 有効期間の延長及び旅客運賃の払いもどしの特例

### 第 5 款 運行不能及び遅延

第 131 条 列車の運行不能又は遅延等の場合の取扱い

第 132 条 旅行中止による旅客運賃・料金の払いもどし

第 133 条 有効期間の延長

第 134 条 無賃送還の取扱い

第 135 条 旅客運賃・料金の払いもどし駅

第 136 条 不通区間の別途旅行の取扱い

第 137 条 定期乗車券若しくは回数乗車券の有効期間の延長又は旅客運賃の払いもどし

### 第 6 款 誤乗及び誤購入

第 138 条 誤乗区間の無賃送還

第 139 条 誤乗区間無賃送還の取扱い

第 140 条 乗車券類の誤購入の場合の取扱い

## 第 8 章 入場券

第 141 条 入場券の発売

第 142 条 入場券の種類及び料金

第 143 条 入場券の効力

第 144 条 入場券が無効となる場合

第 145 条 入場券の様式

第 146 条 入場券の改札及び引渡し

第 147 条 無札入場者

第 148 条 入場料金の払いもどし

## 第 9 章 手回り品

第 149 条 手回り品及び持込禁制品

第 150 条 無料手回り品

第 151 条 有料手回り品及び手回り品料金

第 152 条 手回り品切符

第 153 条 手回り品切符の効力

第 154 条 持込禁制品又は制限外手回り品を持ち込んだ場合の処置

第 155 条 持込禁制品を持ち込もうとした場合の処置

第 156 条 旅客運送の伴わない物品を持ち込んだ場合の処置

第 157 条 手回り品の保管

別表 1 駅間営業キロ

別表 2 割引の旅客運賃の種類、発売条件、割引率等

別表 3 旅客運賃（営業キロ別運賃、普通旅客運賃、通勤定期旅客運賃、通学定期旅客運賃）

別表 4 危険品